⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	26,000
静岡県	21,000
三重県	65,000
和歌山県	14,000
島根県	29,000
高知県	15,000
長崎県	39,000
宮崎県	25,000
鹿児島県	32,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	26
山形県	104
新潟県	450
富山県	39
石川県	340
福井県	216
京都府	53

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の４に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月12日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年５月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京ガス・エンジニアリング株式会社　相原　啓二　東京都大田区蒲田５－37－１　国土交通大臣許可（特－24）第16053号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、造園工事業、水道施設工事業及び清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年４月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月12日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年５月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　恭誉建設株式会社　山下　　操　神奈川県相模原市中央区陽光台４－５－11　国土交通大臣許可（般－22）第4043号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年４月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月12日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年５月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セキスイエクステリア株式会社　大場　芳彦　東京都新宿区揚場町１－21　国土交通大臣許可（般－24）第13240号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月12日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成27年５月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友金属鉱山エンジニアリング株式会社　小野　嘉信　東京都港区新橋５－11－３　国土交通大臣許可（般・特－24）第13292号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。